

議案第 34 号

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

湯河原町長 富 田 幸 宏

（提案理由）

時間外勤務の調査結果に基づく、当該職員への時間外勤務手当の支給に伴い、町長、副町長、教育長及び公営企業管理者の給料を減額するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和34年湯河原町条例第8号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

- 17 第2条第1項の規定にかかわらず、町長等の令和6年4月から同年6月までの給料月額は、別表に掲げる給料月額からそれぞれ10分の1に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
附 則 1 (略) 16 (略)	附 則 1 (略) 16 (略) (給料月額の特例) 17 第2条第1項の規定にかかわらず、町長等の令和6年4月から同年6月までの給料月額は、別表に掲げる給料月額からそれぞれ10分の1に相当する額を減じた額とする。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	